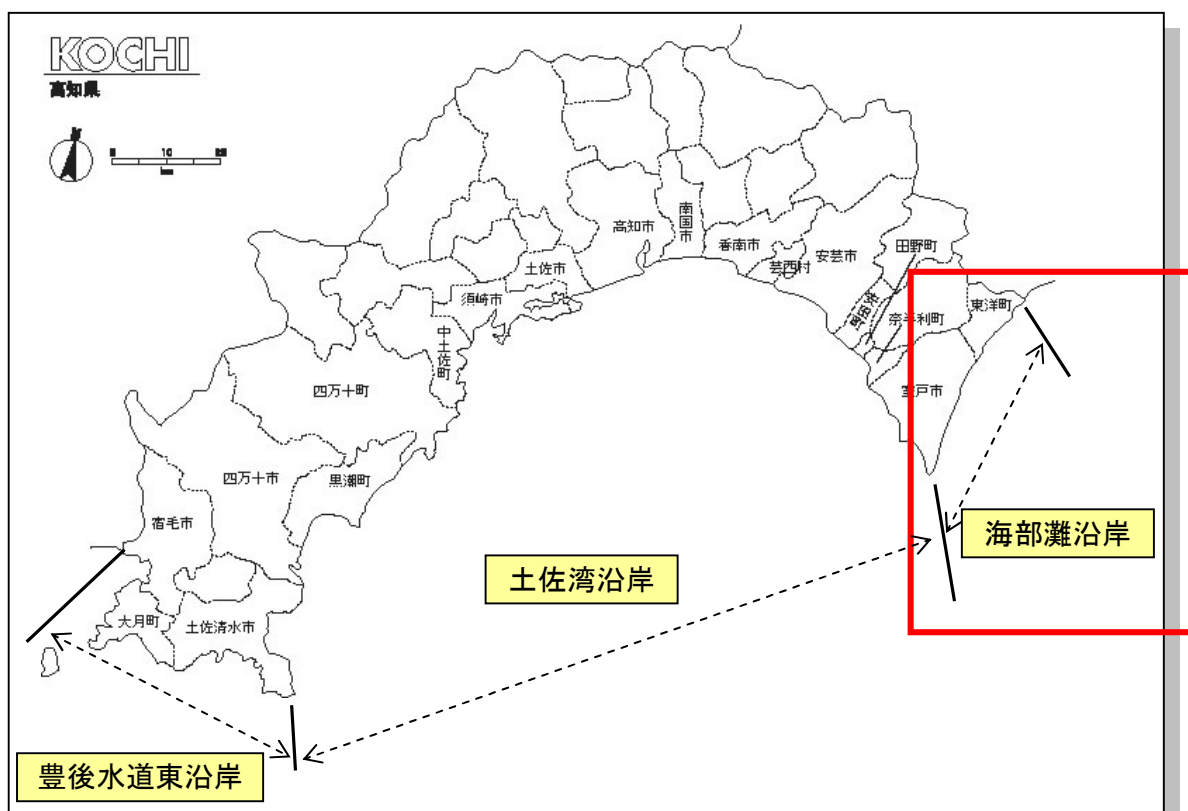


## 第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする対象海岸区域は、防護面における背後地の重要度、緊急性や現状の整備、地元要望等を踏まえた上で、今後概ね20年間に着手すべき整備対象海岸区域を抽出し、一覧表に整理した。

なお、今後、抽出した整備対象海岸以外において局部改良や老朽化対策等の事業の必要が生じた場合においても、当基本計画の理念に反しない範囲において適切に整備を行うものとする。



整備対象海岸区域

表 整備対象海岸区域一覧

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
海 部 灘 沿 岸	1	甲浦港海岸	港湾局	東洋町	9,150	◎	人工地盤、避難路、堤防(改良)等
	2	生見海岸	水・国土局	〃	753	◎	堤防(改良)等
	<del>3</del>	<del>東野根漁港海岸</del>	<del>水産庁</del>	<del>〃</del>	<del>1,280</del>		
	4	野根海岸	水・国土局	〃	1,712	◎	離岸堤
	5	野根漁港海岸	水産庁	〃	584	◎	堤防(改良)等
	6	ゴロゴロ海岸	水・国土局	〃	1,050		
	7	茶園海岸	水・国土局	〃	750		
	8	水尻海岸	水・国土局	〃	702		
	9	淀ノ磯(1)海岸(耕)	農振局	室戸市	1,174	◎	堤防工、堤防(改良)等
	10	淀ノ磯(2)海岸(耕)	農振局	〃	92	◎	堤防工、堤防(改良)等
	11	入木海岸	水・国土局	〃	540	◎	離岸堤
	12	根丸海岸	水・国土局	〃	2,740	◎	離岸堤
	13	佐喜浜港海岸	港湾局	〃	3,175	◎	堤防工
	14	都呂海岸(耕)	農振局	〃	600	◎	堤防工、堤防(改良)等
	15	尾崎海岸(要指定)	水・国土局	〃	1,500	◎	緩傾斜堤、養浜
	16	立岩海岸	水・国土局	〃	1,565	◎	堤防(改良)等
	17	鹿岡海岸	水・国土局	〃	1,888	◎	消波堤、堤防(改良)等
	18	清水漁港海岸	水産庁	〃	320		
	19	椎名漁港海岸	水産庁	〃	1,314		
	20	椎名海岸	水・国土局	〃	540		
	21	日沖漁港海岸	水産庁	〃	345		
	22	丸山海岸	水・国土局	〃	695	◎	堤防(改良)等
	23	三津漁港海岸	水産庁	〃	1,453	◎	堤防(改良)等
	24	三津高岡海岸	水・国土局	〃	1,160	◎	堤防(改良)等
	25	高岡漁港海岸	水産庁	〃	2,370	◎	堤防(改良)等
	26	室戸岬海岸	水・国土局	〃	548		

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農振局を示す。  
No.3 東野根漁港海岸については平成17年3月の漁港廃止に伴い廃止。

### 1-1. 高知県 海岸保全施設地震・津波対策の整備方針

人口や経済、社会インフラが集積する高知市とその周辺（香南市手結から土佐市 宇佐間）で整備を促進。

その他の地域では、浸水区域内人口のほか、防災拠点や医療拠点、緊急輸送道路などの重要度についてエリアごとに検討し、順次整備を進めていく。

## 2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で選定した整備対象海岸区域（一覧表に◎を付加）について海岸保全施設の整備方針、施設の種類・規模、配置等を巻末にシート様式として示す。

なお、本計画で整備対象海岸毎に定める整備計画（整備しようとする施設の種類、配置等）は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

## 3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって、侵食・浸水から防護される受益地域について、海岸保全施設整備が予定されている海岸背後の土地利用状況、受益範囲等を巻末にシート様式として示す。

付記 ～ 計画の推進にあたって ～

1. 高知県がめざす海岸のすがた

～ 海と暮らし、海を愛し、海に学ぶ ～

美しく安全で快適な南国土佐の海岸づくり

高知県は“台風銀座”と言われるように台風の常襲地帯である。急峻な山地が海岸線に迫る地形上の特徴から、沿岸部に人口や資産、都市機能が集中しており、異常気象時には越波による浸水被害が生じている。また、南海トラフ地震に伴う津波の襲来が懸念されている。堤防や離岸堤等の施設整備が順次なされているが、施設の老朽化や天端高の不足等の課題も生じており、誰もが安心して生活や利用のできる安全な海岸づくりが急務である。

一方、環境面では、多様な生態系や風光明媚な景観など高知独特のすぐれた自然を維持、保全すると共に、必要に応じ、砂浜や背後の樹林地など失われた環境の復元・回復を図ることも必要である。また、砂浜の確保や沿岸生態系の保全、漁業振興等の観点からは、源流域から河川、沿岸域に至る流域全体での対策と連携を図ることも重要である。

利用面では、限られた沿岸域の有効活用を図るため、社会状況や地元要望等を考慮の上、都市や産業、港湾、漁港機能等の調和を図りつつ、必要に応じ適切な利用を推進する。また、憩いの場やレジャー・観光資源としての整備を進める際は、周辺環境を損なわないよう駐車場等の各種利用施設の整備についても検討を行う必要がある。さらに、アクセスの確保や高齢化社会に対応した施設のバリアフリー化なども考慮に入れ、誰もが美しい海辺に親しめる整備の推進を図る。また、広い海岸を利用して行われる各種の伝統行事や、土佐日記や坂本龍馬など高知の海岸に関連する歴史・文化資源は県の観光産業を支える重要な財産であり、海岸整備に際してはこれらの郷土色ゆたかな海岸利用に対する配慮が必要である。

自然の脅威の下に厳しい表情を見せる海岸も、美しく雄大な郷土の風景も、高知県を象徴する海岸のすがたである。海岸づくりにおいては、行政や地域住民に加え県内外からの海岸利用者、民間企業など各主体が一体となってこうした「高知らしさ」と向き合い、活動を推進することが重要である。このため、意識向上に向けた各種イベントや環境教育の実施などソフト対策の充実を図る事も重要事項のひとつとなる。

## 2. 6つの方針

### ● 人命、財産、国土を守り、将来世代にわたり安心して暮らせる海岸づくり

海岸防護施設の機能を維持、補強すると共に、地域特性を踏まえ適切な防護機能の向上を図る。また、長期的な侵食対策により安定した砂浜の確保に努めるとともに、地震津波対策を着実に推進することによって、沿岸域の尊い人命や財産、都市機能を災害から守り、将来世代にわたり安全・安心・快適な海岸づくりを進める。

### ● 地域に根ざした日常及び緊急時の防災体制の整備に努める

高潮・津波等の災害発生時における安全確保のため、陸ごうの常時閉鎖や機械化の推進に努める。また、防護施設の点検や住民意識の向上、啓発など、日常的な対策にも努める。

### ● 高知の海岸及び海域における多様な生態系の維持・保全、創出をめざす

自然保護上貴重な動植物はもちろん、高知県の海岸を特徴づける身近な自然の保全対策を推進する。また、漁業生産を支えるゆたかな水産資源の保全についても、関連部署と連携を図り、配慮に努める。さらに、開発との調和や地域性に配慮しつつ、多様な生態系を育む沿岸環境の回復や新たな生息環境の創造を図る。

### ● 高知の海岸を四季折々に彩る多様な景観の保全に努める

明るく広がる太平洋と背後に迫るゆたかな山地、陸海の境界を彩る白砂青松の海岸など、高知県が有する多様な海岸景観を大切な財産と捉え、保全に努める。また、海岸にまつわる数々の歴史的・文化的資源を活かした魅力あふれる海辺の創出をめざす。

### ● 自然環境や歴史的・文化的資源など「高知らしさ」に触れられる海岸の創出

高知県を特徴づける美しく長大な海岸線とゆたかな自然環境や、海と人との歴史的なつながりを象徴する歴史的・文化的資源を活かし、海洋レクリエーションでの活用のほか、地域の伝統行事や各種イベント、体験学習の場などとして、誰もが海辺に触れ、親しむ事のできる海岸づくりをめざす。

### ● 海岸に関わる全ての人々が協力し、美しく安全で快適な海岸づくりを進める

誰もが安全、快適に利用できる美しい海岸の保全、創出に向け、行政、事業者及び地域住民をはじめとする全ての海岸関係者が問題意識を共有し、協力しあい、海岸の保全に向けて各自の立場で実行可能な対策を適切に進められるよう、体制づくりや啓発活動、環境学習等の実施に努める。

### 3. 留意すべき事項

本計画の推進にあたり、今後、留意すべき事項を以下に示す。

#### (1) 地域住民の参画と情報公開

計画策定段階においてアンケート調査や住民懇談会により住民意見を収集したように、計画を有効に実施するため、途中段階においても適宜、地域住民の意見・参画を得るようにする。また、事業計画の透明性と地域住民との信頼関係を構築するため、収集・整理した情報等を広く一般に公開・活用するための仕組みづくりに努める。

#### (2) 関連計画との整合性の確保

海岸と背後の都市・流通機能等を総合的に捉え、地域のまちづくりと一体となった取り組みを推進するため、関連部署と十分な連携を図り、国土の利用や開発に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等との整合性を確保するよう努める。

#### (3) 計画推進体制の確立（ネットワーク）

流域管理や総合的まちづくりなどの観点から、背後地の人口・資産等の集積状況や土地利用、海岸環境・利用、運輸、漁業活動等を勘案し、県内関連部署における情報の共有化や十分な調整を行うと共に、海岸に関係する行政機関と緊密な連携を図り、広域的、総合的な取り組みを推進する。市町村については、改正海岸法に「海岸の日常的な管理における市町村参画の推進」が明記されたことを受け、地域住民や地域環境に最も近い行政主体として積極的に地域との連携を図り、一部の海岸管理を含め本計画の適正な推進に努めることとする。

#### (4) 今後の調査研究

生態系や自然景観等に配慮した構造物や耐震技術については、可能なものから徐々に実現を図る。また、新しい知見や技術に関する積極的な情報収集、導入の検討に努めると共に、必要に応じ専門の研究機関や学識経験者と連携し調査、研究を進める体制づくりについても検討していく。また現在、地球温暖化に伴う長期的な海面上昇が懸念されており、海岸侵食の進行や高潮被害等の影響が生ずる恐れがある。こうした海岸保全に関する新たな問題に対し、国の動向を見据えつつ、情報収集や対策の検討、研究を進めていくことも重要である。

#### (5) 計画の適宜見直し

計画は長期的な展望に基づいているため、社会情勢、経済状況や地域概要の変化等に対応すべく、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直し・修正を行う。